

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（慰労金・支援金）について

- ◎標記事業に係る慰労金・支援金の申請の受付及び支払は、国保連合会で行います。
- ◎医療機関等からの申請は、原則、次の二通りとなります。
 - ①オンライン請求システム：毎月の診療報酬等をオンラインにより請求するシステム
 - ②Web 申請受付システム：オンライン請求未対応の医療機関等が使用する今回新たに作成した Web システム
- ◎なお、インターネット環境に対応していない医療機関等は、③「電子媒体（CD-R 等）」により申請することも可能です（電子媒体による提出も困難な場合は、④「紙媒体」で申請）。

（1）申請の受付スケジュール

- 令和 2 年 7 月のみ……21 日から月末まで（②Web 申請受付システムでの申請は、25 日から月末まで）
- 令和 2 年 8 月以降……毎月 15 日から月末まで（①～④ともに）
- ※上記以外の日（毎月 1～14 日）は、受付できませんのでご注意ください。

（2）申請にあたっての問い合わせ先及び留意事項

【①オンライン請求システム】

国民健康保険中央会オンライン申請ヘルプデスク

（TEL：0120-041-422） ※毎月 15 日～月末まで開設

【②Web 申請受付システム】

県国保連合会 HP からリンクする国保中央会の Web 申請画面より申請することが出来ます。

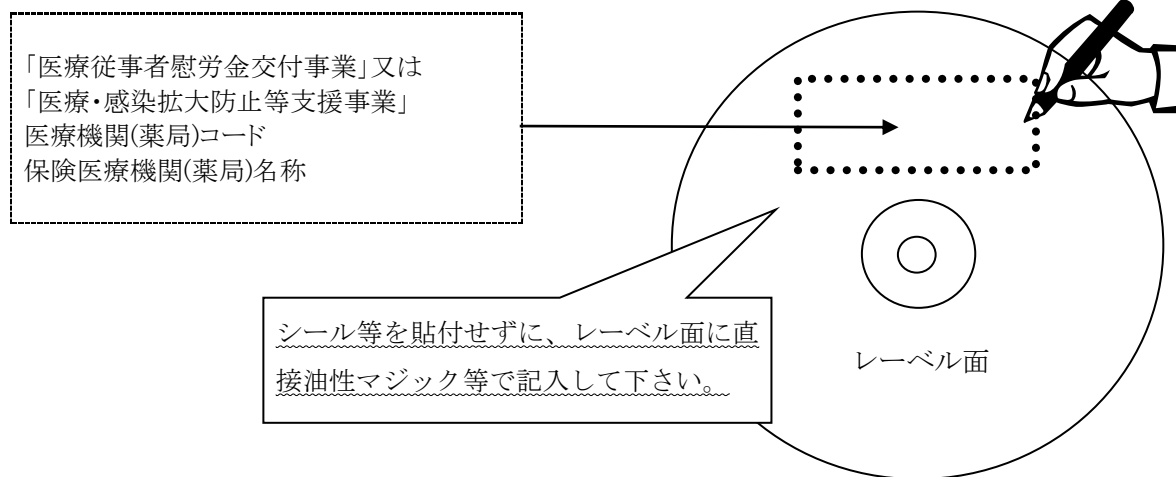
国民健康保険中央会 Web 申請ヘルプデスク（7月25日開設予定）

【③④CD-R 等、紙媒体】

○郵送にて提出ください。

なお、提出の際には、県 HP に掲載する別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（慰労金・支援金）申請書送付状（国保連合会専用）」を添付してください。

○CD-R にて提出される際は、レーベル面に下記の必要事項を記載してください。



○送付用の封筒の表面に「緊急包括支援交付金申請書 在中」と朱書きにて記載をお願いします。

(2) 申請書等の入手方法

申請書及び申請書送付状は、県ホームページに掲載しております

(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kansenkakudaiboushi-shien.html>)。

紙媒体の申請書は、最寄りの県保健所等でお受け取りください。